鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則

第１章 定期試験

第１条 定期試験は、各学期末に実施する。

２ 中間試験は、必要のある授業科目（以下「科目」という。）について各学期の中間に実施する。

３ 第１項の規定にかかわらず、平素の成績で評価のできる科目は、定期試験を行わないことがある。

第２条 病気、忌引、その他やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者に対しては、本人の願出により追試験を行うことがある。

第２章 学業成績評価

第３条 学業成績（以下「成績」という。）の評価は、出席時数が所定の授業時数の３分の２以上の科目についてのみ行う。

２ 出席時数の算出方法については、別に定める。

第４条 成績は、定期及びその他の試験、学習態度、出席状況等を総合して科目ごとに原則として 100 点法で評価する。

２ 成績を 100 点法で評価しない科目については、別に定める。

第５条 学期末には、その学期の成績を評価する。

２ 通年で開講される科目の学年の成績は、各学期の成績に基づいて学年末に評価する。

３ 一つの学期で終了する科目の学年の成績は、原則としてその学期末の成績とする。

４ 学期末、または学年末の成績の評価について必要な事項は、別に定める。

第６条 学年の成績の評価は、次の各号のとおりとする。

(1) 100 点法で評価する科目

秀　90 点から 100 点まで

優　80 点から 89 点まで

良　70 点から 79 点まで

可　60 点から 69 点まで

不可 59 点以下

(2) 100 点法で評価しない科目

合 合格

否 不合格

第７条 定期試験及び中間試験において不正行為を行った者は、その時以降の当該試験中の受験を停止させ、その期間中に実施された全科目の得点は０点とする。

２ 定期試験及び中間試験を正当な理由なく受けなかった者の当該科目試験評価は０点とする。

第３章 修得及び単位の認定

第８条 学年の成績の評語が、秀・優・良・可・合のいずれかである科目に対しては、その科目を修得したものとして所定の単位を認定する。

２ 修得単位数には、鹿児島工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 27 条、第 31 条及び第 32 条の規定により認定された単位数も含めるものとする。

３ 第１項の規定にかかわらず、現学年に留められた者の当該学年の科目については、別に定める科目を除き、再履修するものとする。

第８条の２ 学則第 14 条第２項の別表第１に規定する特別学修Ａ及び同項の別表第２に規定する特別学修Ｂについては、各種技能検定試験等のうち、本校が、教員の指導の下に学習し、合格した場合に単位の修得を認定することが適当であると認めるものであって、別表第１及び別表第２に定めるとおりとする。

２ 前項に規定する特別学修Ａ又は特別学修Ｂについては、本校における授業科目の修得とみなし、申請により、所定の単位の修得を認定するものとする。ただし、単位の修得を認定することのできる技能検定試験等は、本校在学中に合格したものに限る。

３ 特別学修Ａ及び特別学修Ｂとして認定する単位数は、別表第１及び別表第２に定めるとおりとする。

第８条の３ 学則第 32 条第１項に規定する、その他文部科学大臣が別に定める学修の、本校における授業科目の履修とみなすことのできる科目を、特別学修Ｃとし、各種技能検定試験等のうち、別表第３に定めるとおりとする。

２ 前項に規定する特別学修Ｃについては、申請により、所定の単位を認定するものとする。ただし、単位の修得を認定することのできる技能検定試験等は、本校在学中に合格したものに限る。

３ 特別学修Ｃとして認定する単位数は、別表第３に定めるとおりとする。

４ 第２項の規定に基づき、単位修得の認定を受けようとする者は、特別学修単位認定申請書（別紙様式）に、単位の認定を受けようとする技能検定等の合格を証する書類を添付して、校長に申請しなければならない。

５ 第２項により認定された単位は、学則第 14 条第２項の別表第１又は別表第２の定める選択科目の修得単位とみなす。

第８条の４ 第８条の２第２項及び前条第２項の規定により認定された単位の取扱いは、別表第４のとおりとする。

２ 学則第 31 条第１項及び第 32 条第１項の規定により認定された単位の取扱いは、別表第５のとおりとする。

３ 第８条の２第１項及び前条第１項に規定する技能検定試験等のうち複数の階級のあるものについて、同時に複数の階級に合格した場合には、別表第１及び別表第２並びに別表第３において上位の階級について定められた単位数を認定する。

４ 第８条の２第１項及び前条第１項に規定する技能検定試験等のうち複数の階級のあるものについて、下位の階級に合格した後に、上位の階級に合格した場合は、別表第１及び別表第２並びに別表第３に定められた上位の階級に対応する単位数から下位の階級に対応する単位数を控除した単位数を認定する。

第４章 課程修了の認定

第９条 学年の課程修了の認定は、進級判定会議又は卒業判定会議において審議の上、校長が行う。ただし、授業料又は寄宿料を未納の者は、卒業の認定を保留する。

第 10 条 第１学年から第４学年については、次の各号のうち当該学年に関わる要件を満たした者は、その学年の課程を修了した者と認める。

(1) 当該学年中に出席日数が出席すべき日数の３分の２以上である者

(2) 当該学年の必修科目の単位をすべて修得した者

(3) 当該学年で実施された特別活動の出席時数が所定の時数の５分の４以上である者

第 11 条 次の各号に該当する者は、第５学年の課程を修了した者と認める。

(1) 当該学年中に出席した日数が出席すべき日数の３分の２以上である者

(2) 当該学年の必修科目の単位をすべて修得した者

(3) 当該学年までに一般科目 75 単位、専門科目 82 単位を含んで 167 単位以上修得している者

第 12 条 前２条の出席すべき日数は、学則に規定する休業日以外のすべての日数とする。

第 13 条 第１学年から第４学年までの各学年の課程を修了した者は、それぞれ上級学年に進級させる。

２ 前項の規定にかかわらず、第２学年までの在籍者に限り、第 10 条に定める学年の課程修了要件を満たさない者のうち、次の要件を全て満たす者は、進級判定会議の議を経て、校長が上級学年への進級を認定する。

学年	要件
第１学年	(1) 第１学年中に出席した日数が出席すべき日数の３分の２以上であること (2)第１学年の課程修了要件に対し、不足する単位数が３単位以内であること (3)第１学年の必修科目において、未履修の科目がないこと (4)必修科目のうち、再認定試験を行わない科目に未修得がないこと (5)第１学年で実施された特別活動の出席時数が所定の時数の５分の４以上であること
第２学年	(1) 第１学年の課程修了要件を満たしていること (2) 第２学年中に出席した日数が出席すべき日数の３分の２以上であること (3)第２学年の課程修了要件に対し、不足する単位数が３単位以内であること (4)第２学年の必修科目において、未履修の科目がないこと (5)必修科目のうち、再認定試験を行わない科目に未修得がないこと (6)第２学年で実施された特別活動の出席時数が所定の時数の５分の４以上であること

３　前項に定める要件を満たし上級学年へ進級した者は、進級後の学年において前学年で未修得の必修科目を修得するものとし、前学年の必修科目に未修得がある者は、更なる上級学年への進級を認めない。

４　前項で修得した単位は、当該年度に認定する。

第 14 条 削除

第 15 条 第９条の規定にかかわらず、退学する者の取扱いについては、校長が別に定める。

第５章 再試験

第 16 条 進級者の不可の科目については原則として再試験を行い、進級者の否の科目については再試験を行わない。

２ 再試験を行わなくてもよい科目については、別に定める。

３ 再試験は原則として前年の定期試験と同様の形態で行い、定期試験を行わない科目の場合は、他の適切な形態で実施する。

４ 再試験は原則として 100 点法で評価し、60 点以上の場合に単位修得を認定する。

第 17 条 再試験による単位修得の認定は進級判定会議又は卒業判定会議において行う。

第 18 条 再試験によって修得した科目の評価は、60 点とする。

第６章 追評価試験

第 19 条 各学期末の定期試験後に算出した総合評価が 60 点未満の者については、成績報告期限までに追評価試験を実施することがある。

２ 追評価試験について必要な事項は、別に定める。

第７章　再認定試験

第 20 条 再認定試験は、第 13 条第２項の規定により進級した者の不可の科目について行うことがある。

２ 再認定試験を行わなくてもよい科目については、別に定める。

３ 再認定試験は原則として前年の定期試験と同様の形態で行い、定期試験を行わない科目の場合は、他の適切な形態で実施する。

４ 再認定試験は原則として 100 点法で評価し、60 点以上の場合に単位修得を認定する。

第 21 条 再認定試験による単位修得の認定は進級判定会議において行う。

第 22 条 再認定試験によって修得した科目の評価は、60 点とする。

附 則

この規則は、昭和 52 年４月１日から施行する。ただし、昭和 52 年度の第２学年以上に係る者については、なお従前の例による。

附 則

１ この規則は、昭和 53 年４月１日から施行する。

２ 附則のただし書きを削る。

３ 昭和 53 年度の第３学年以上に係る者については、学業成績の評価並びに課程修了の認定に関する規定（Ⅱ）を適用する。

附 則

１ この規則は、昭和 53 年４月１日から施行する。

２ 学業成績の評価並びに課程修了の認定に関する規定（Ⅱ）は廃止する。

附 則

この規則は、昭和 58 年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 60 年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成３年 11 月 22 日から施行し、平成３年７月１日から適用する。

附 則

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附 則

1　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

2　平成９年３月 31 日において現に在学するもの（以下この項において「在学者」という。）及び平成９年４月１日以降において、在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第 10 条及び第 11 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 15 年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年４月１日から施行する。

附 則

1　この規則は、平成 16 年４月１日から施行する。

2　この規則の施行日前に不可となった科目の再試験の評価に関しては、第 18 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 18 年６月 16 日から施行し、平成 18 年４月１日から適用する。

附 則

1　この規則は、平成 18 年 11 月 17 日から施行し、平成 18 年４月１日から適用する。

2　平成 18 年３月 31 日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 18 年４月１日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年５月 22 日から施行し、平成 21 年４月１日から適用する。

附 則

この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年４月１日から施行する。

附 則

1　この規則は、平成 26 年４月１日から施行する。

2　平成 26 年３月 31 日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）

及び平成 26 年４月１日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

１ この規則は、平成 26 年４月１日から施行する。

２ 平成 26 年３月 31 日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 26 年４月１日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第８条の２及び第８条の３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年７月１０日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

１ この規則は、令和４年４月１日から施行する。

２ 令和４年３月 31 日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和４年４月１日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和５年６月２日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この規則は、令和６年 10 月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年 10 月１日から施行する。

附 則

１ この規則は、令和８年４月１日から施行する。

２ 令和８年３月 31 日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和８年４月１日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第６条、第８条１項、第８条の３の５項、第 10 条、第 11 条、第 13 条２項から第 13 条４項、及び第 20 条から第 22 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３ 令和８年３月 31 日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）

及び令和８年４月１日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、令和８年４月１日以降の成績評価について改正後の第３条及び第９条の規定を適用する。

別表第1-1　特別学修A（令和4年3月31日現在の在学者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降に在学者の属する年次に編入学又は転入学する者適用）

名称・資格・得点			単位数	表記	備　考
	TOEIC	850点以上	6	TOEIC	
		700-849	4		
		500-699	2		
		400-499	1		
	ドイツ語検定	3級	2	独語検	
		4級	1		
	法学検定試験	ベーシック＜基礎＞コース	2	法学検	
	海外語学研修		1		
	海外異文化研修		1		
	教養講座Ⅰ				詳細は別途定める

別表第1-2　特別学修A（令和4年4月1日以降の入学者適用）

名称・資格・得点			単位数	表記	備　考
	TOEIC	850点以上	6	TOEIC	
		700-849	4		
		500-699	2		
		400-499	1		
	ドイツ語検定	3級	2	独語検	
		4級	1		
	法学検定試験	ベーシック＜基礎＞コース	2	法学検	
	グローバル・プラクティス	海外語学研修	1		詳細は別途定める
		海外異文化研修	1		
		実践英語プログラム	1		
		グローバルPBL	1		
	リベラルアーツ特別講義Ⅰ		1		詳細は別途定める
	リベラルアーツ特別講義Ⅱ		1		
	リベラルアーツ特別講義Ⅲ		1		

別表第2-1　特別学修B（平成31年3月31日現在の在学者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以降に在学者の属する年次に編入学又は転入学する者適用）

	名称・資格・得点		単位数	表記	備　考
	技術士第一次試験		4		
	水質関係第一種公害防止管理者試験		4		
	危険物取扱者試験	乙種第4類	1		
	陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸上無線技術士	
		2級	2		
	電気主任技術者国家試験	2種	4	電気主任	
		3種	2		
	ボイラー技士	2級	1	ボイラー	
	工事担任者試験	第1,2級アナログ通信,AI第2種	1	工事担任者	旧AI第1,3種
		第1,2級デジタル通信,DD第2種			旧DD第1,3種
	情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト	各3	情報処理	ⅡはⅠの上位階級、ⅢはⅡの上位階級とする。ⅠまたはⅡに合格した後に最初に取得したⅢは、第8条の4第4項に該当するが、その後取得したⅢについては、第8条の4第4項を適用しない。
		システムアーキテクト			
		プロジェクトマネージャ			
		ネットワークスペシャリスト			
		データベーススペシャリスト			
		エンベデッドシステムスペシャリスト			
		情報セキュリティスペシャリスト			
		ITサービスマネージャ			
	情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2		
	情報処理技術者試験Ⅰ	基本情報技術者	1		
	2級土木施工管理技術検定試験	学科試験	1	土木施工	
	2級建築施工管理技術検定試験	学科試験	1	建築施工	
	教養講座Ⅱ				詳細は別途定める

別表第2-2-1　特別学修B（令和4年4月1日以降の入学者適用）

対象学科	名称・資格・得点		単位数	表記	備　考
全学科	未来創造特別講義Ⅰ		1		詳細は別途定める
	未来創造特別講義Ⅱ		1		
	未来創造特別講義Ⅲ		1		
	未来創造特別講義Ⅳ		1		

別表第2-2-2　特別学修B（平成31年4月1日から令和7年3月31日までの入学者（以下「入学者」という。）及び入学者の属する年次に編入学又は転入学する者適用）

対象学科	名称・資格・得点		単位数	表記	備　考
機械工学科	技術士第一次試験		2		
	危険物取扱者試験	乙種第4類	1		
	ボイラー技士	2級	2	ボイラー	
	機械設計技術者	3級	2	機械設計	
	2次元CAD利用技術者	2級	1	2次元CAD	
	3次元CAD利用技術者	準1級	1	3次元CAD	
	システム安全アソシエイト		1	システム安全	
電気電子工学科	技術士第一次試験		2		
	陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸上無線技術士	
		2級	2		
	電気主任技術者国家試験	2種	4	電気主任	
		3種	2		
	エネルギー管理士国家試験		2	エネルギー管理士	必須基礎区分及び電気分野専門区分の合格に限る 令和4年4月1日以降の入学者から適用
	工事担任者試験	第1,2級アナログ通信、AI第2種 第1,2級デジタル通信、DD第2種	各1	工事担任者	旧AI第1,3種 旧DD第1,3種
	情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト システムアーキテクト プロジェクトマネージャ ネットワークスペシャリスト データベーススペシャリスト エンベデッドシステムスペシャリスト ITサービスマネージャ	各3	情報処理	ⅡはⅠの上位階級，ⅢはⅡの上位階級とする ⅠまたはⅡに合格した後に最初に取得したⅢは，第8条の4第4項に該当するものとするが，その後取得したⅢについては，第8条の4第4項を適用しない
	情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2		
	情報処理技術者試験Ⅰ	情報セキュリティマネジメント 基本情報技術者	各1		
	ディジタル技術検定	1級	4	ディジタル	専門科目 制御部門に限る.
		2級	2		
		3級	1		3級は3年次までの合格に限る.
電子制御工学科	技術士第一次試験		2		
	陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸上無線技術士	
		2級	2		
	電気主任技術者国家試験	2種	4	電気主任	
		3種	2		
	情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト システムアーキテクト プロジェクトマネージャ ネットワークスペシャリスト データベーススペシャリスト エンベデッドシステムスペシャリスト ITサービスマネージャ システム監査技術者	各3	情報処理	ⅡはⅠの上位階級、ⅢはⅡの上位階級とする。 ⅠまたはⅡに合格した後に最初に取得したⅢは、第8条の4第4項に該当するものとするが、その後取得したⅢについては、第8条の4第4項を適用しない。
	情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2		
	ディジタル技術検定	1級	4	ディジタル	専門科目制御部門に限る
		2級	2		
情報工学科	陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸上無線技術士	1級は2級の上位階層である
		2級	2		
	工事担任者試験Ⅱ	総合通信	2	工事担任者Ⅱ	工事担任者試験Ⅱは、Ⅰの上位階級とする 旧AI・DD総合種
	工事担任者試験Ⅰ	第1,2級アナログ通信、AI第2種 第1,2級デジタル通信、DD第2種	1	工事担任者Ⅰ	Ⅰの区分による認定は累積上限1単位とする
	情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト システムアーキテクト プロジェクトマネージャ ネットワークスペシャリスト データベーススペシャリスト エンベデッドシステムスペシャリスト ITサービスマネージャ システム監査技術者	各3	情報処理	ⅡはⅠの上位階級、ⅢはⅡの上位階級とする ⅠまたはⅡに合格した後に最初に取得したⅢは、第8条の4第4項に該当するが、その後取得したⅢについては、第8条の4第4項を適用しない
	情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2		
	情報処理技術者試験Ⅰ	基本情報技術者	1		
	情報セキュリティⅢ	情報処理安全確保支援士	3		情報セキュリティⅢはⅠの上位階級とする
	情報セキュリティⅠ	（情報処理技術者試験） 情報セキュリティマネジメント	1		
	ウェブデザイン技能検定試験	3級	1		
都市環境デザイン工学科	技術士第一次試験		2		建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、環境部門に限る 単位認定は1部門のみとする
	水質関係第一種公害防止管理者試験		4		
	土木施工管理技術検定試験第一次検定	1級	2	土木施工	1級は2級の上位階級とする
		2級	1		
	建築施工管理技術検定試験第一次検定	1級	2	建築施工	1級は2級の上位階級とする
		2級	1		

別表第2-2-3　特別学修B（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの入学者（以下「入学者」という。）及び入学者の属する年次に編入学又は転入学する者適用）

対象学科	名称・資格・得点		単位数	表記	備　考
機械工学科	技術士第一次試験		2		
	危険物取扱者試験	乙種第4類	1		
	ボイラー技士	2級	2	ボイラー	
	機械設計技術者	3級	2	機械設計	
	機械保全技能士	3級	1	機械保全	
	2次元CAD利用技術者	2級	1	2次元CAD	
	3次元CAD利用技術者	準1級	1	3次元CAD	
	システム安全アソシエイト		1	システム安全	
電気電子工学科	技術士第一次試験		2		
	陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸上無線技術士	
		2級	2		
	電気主任技術者国家試験	2種	4	電気主任	
		3種	2		
	エネルギー管理士国家試験		2	エネルギー管理士	必須基礎区分及び電気分野専門区分の合格に限る
	工事担任者試験	第1、2級アナログ通信、AI第2種	各1	工事担任者	旧AI第1,3種
		第1、2級デジタル通信、DD第2種			旧DD第1,3種
	情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト	各3	情報処理	ⅡはⅠの上位階級，ⅢはⅡの上位階級とする ⅠまたはⅡに合格した後に最初に取得したⅢは，第8条の4第4項に該当するものとするが，その後取得したⅢについては，第8条の4第4項を適用しない
		システムアーキテクト			
		プロジェクトマネージャ			
		ネットワークスペシャリスト			
		データベーススペシャリスト			
		エンベデッドシステムスペシャリスト			
		ITサービスマネージャ			
	情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2		
	情報処理技術者試験Ⅰ	情報セキュリティマネジメント	各1		
		基本情報技術者			
電子制御工学科	技術士第一次試験		2		
	陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸上無線技術士	
		2級	2		
	電気主任技術者国家試験	2種	4	電気主任	
		3種	2		
	情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト	各3	情報処理	ⅡはⅠの上位階級、ⅢはⅡの上位階級とする。 ⅠまたはⅡに合格した後に最初に取得したⅢは、第8条の4第4項に該当するものとするが、その後取得したⅢについては、第8条の4第4項を適用しない。
		システムアーキテクト			
		プロジェクトマネージャ			
		ネットワークスペシャリスト			
		データベーススペシャリスト			
		エンベデッドシステムスペシャリスト			
		ITサービスマネージャ			
		システム監査技術者			
	情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2		
情報工学科	陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸上無線技術士	1級は2級の上位階層である
		2級	2		
	工事担任者試験Ⅱ	総合通信	2	工事担任者Ⅱ	工事担任者試験Ⅱは、Ⅰの上位階級とする 旧AI・DD総合種
	工事担任者試験Ⅰ	第1、2級アナログ通信、AI第2種	1	工事担任者Ⅰ	Ⅰの区分による認定は累積上限1単位とする
		第1、2級デジタル通信、DD第2種			
	情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト	各3	情報処理	ⅡはⅠの上位階級、ⅢはⅡの上位階級とする ⅠまたはⅡに合格した後に最初に取得したⅢは、第8条の4第4項に該当するが、その後取得したⅢについては、第8条の4第4項を適用しない
		システムアーキテクト			
		プロジェクトマネージャ			
		ネットワークスペシャリスト			
		データベーススペシャリスト			
		エンベデッドシステムスペシャリスト			
		ITサービスマネージャ			
		システム監査技術者			
	情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2		
	情報処理技術者試験Ⅰ	基本情報技術者	1		
	情報セキュリティⅢ	情報処理安全確保支援士	3		情報セキュリティⅢはⅠの上位階級とする
	情報セキュリティⅠ	（情報処理技術者試験） 情報セキュリティマネジメント	1		
	ウェブデザイン技能検定試験	3級	1		
都市環境デザイン工学科	技術士第一次試験		2		建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、環境部門に限る 単位認定は1部門のみとする
	水質関係第一種公害防止管理者試験		4		
	土木施工管理技術検定試験第一次検定	1級	2	土木施工	1級は2級の上位階級とする
		2級	1		
	建築施工管理技術検定試験第一次検定	1級	2	建築施工	1級は2級の上位階級とする
		2級	1		

別表第2-2-4　特別学修B（令和8年4月1日以降の入学者及び令和8年４月１日以降の入学者の属する年次に編入学、転入学及び転学科する者適用）

対象学科等		名称・資格・得点		単位数	表記	備　考
創造デザイン工学科	Ⅰ類共通（コンピュータサイエンス・データサイエンス）	陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸無線Ⅰ	
			2級	2	陸無線Ⅱ	
		工事担任者試験Ⅱ	総合通信	2	工事担任者Ⅱ	工事担任者試験Ⅱは、Ⅰの上位階級とする 旧AI・DD総合種
		工事担任者試験Ⅰ	第1、2級アナログ通信	1	工事担任者Ⅰ	Ⅰの区分による認定は累積上限1単位とする
			第1、2級デジタル通信			
		情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト	各3	情ⅢST	ⅡはⅠの上位試験、ⅢはⅡの上位階級とする ⅠまたはⅡに合格した後に最初に取得したⅢは、第8条の4第4項に該当するが、その後取得したⅢについては、第8条の4第4項を適用しない。
			システムアーキテクト		情ⅢSA	
			プロジェクトマネージャ		情ⅢPM	
			ネットワークスペシャリスト		情ⅢNW	
			データベーススペシャリスト		情ⅢDB	
			エンベデッドシステムスペシャリスト		情ⅢES	
			ITサービスマネージャ		情ⅢSM	
			システム監査技術者		情ⅢAU	
		情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2	情ⅡAP	
		情報処理技術者試験Ⅰ	基本情報技術者	1	情ⅠFE	
		情報セキュリティⅢ	情報処理安全確保支援士	3	情ⅢSC	情報セキュリティⅢはⅠの上位階級とする
		情報セキュリティⅠ	（情報処理技術者試験）	1	情ⅠFE	
		ウェブデザイン技術検定試験	3級	1		
	コンピュータサイエンス	技術士第一次試験	情報工学部門	各2		ただし、専門科目の免除をうけていないこと
			電気電子工学部門			
	データサイエンス	技術士第一次試験	情報工学部門	各2		
			経営工学部門			
	Ⅱ類共通（知能ロボティクスコース 先進エレクトロニクスコース）	技術士第一次試験		2	技術士	
		危険物取扱者試験	乙種第4類	1	危険物	
		ボイラー技士	2級	2	ボイラー	
		機械設計技術者	3級	2	機械設計	
		機械保全技能士	3級	1	機械保全	
		2次元CAD利用技術者	2級	1	2次元CAD	
		3次元CAD利用技術者	準1級	1	3次元CAD	
		システム安全アソシエイト		1	システム安全	
		陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸無線Ⅰ	
		陸上無線技術士国家試験	2級	2	陸無線Ⅱ	
		電気主任技術者国家試験	2種	4	電気主任	
		電気主任技術者国家試験	3種	2	電気主任	
		エネルギー管理士国家試験		2	エネルギー管理士	必須基礎区分及び電気
		工事担任者試験	第1、2級アナログ通信、AI第2種	1	工事担任者	旧AI第1,3種
		工事担任者試験	第1、2級デジタル通信、DD第2種	1	工事担任者	旧DD第1,3種
		情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト	3	情ⅢST	ⅡはⅠの上位階級、ⅢはⅡの上位階級とする。 ⅠまたはⅡに合格した後に最初に取得したⅢは、第8条の4第4項に該当するが、その後取得したⅢについては、第8条の4第4項を適用しない。
		情報処理技術者試験Ⅲ	システムアーキテクト	3	情ⅢSA	
			プロジェクトマネージャ	3	情ⅢPM	
			ネットワークスペシャリスト	3	情ⅢNW	
			データベーススペシャリスト	3	情ⅢDB	
			エンベデッドシステムスペシャリスト	3	情ⅢES	
			ITサービスマネージャ	3	情ⅢSM	
			システム監査技術者	3	情ⅢAU	
		情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2	情ⅡAP	
		情報処理技術者試験Ⅰ	情報セキュリティマネジメント	1	情ⅠSG	
			基本情報技術者	1	情ⅠFE	
	Ⅲ類（都市環境デザインコース）	技術士第一次試験		2		建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、環境部門に限る 単位認定は1部門のみとする
		水質関係第一種公害防止管理者試験		4		
		土木施工管理技術検定試験第一次検定	1級	2	土木施工	1級は2級の上位階級とする
			2級	1		
		建築施工管理技術検定試験第一次検定	1級	2	建築施工	1級は2級の上位階級とする
			2級	1		

別表第3-1　特別学修C（令和7年3月31日現在の在学者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以降に在学者の属する年次に編入学又は転入学する者適用）

名称・資格・得点		単位数	表記	一般科目・専門科目の別　備考
実用英語技能検定	1級	6	実用英検	一般科目
	準1級	4		
	2級	2		
技術英語能力検定	プロフェッショナル	6	技術英検	一般科目 旧工業英検
	準プロフェッショナル	4		
	1級	3		
	2級	2		
日本漢字能力検定	1級	4	漢字検定	一般科目
	準1級	3		
	2級	2		
	準2級	1		
ディジタル技術検定	1級	4	ディジタル	専門科目 制御部門に限る 3級は3年次までの合格に限る
	2級	2		
	3級	1		

別表第3-2　特別学修C（令和7年4月1日以降の入学者適用）

名称・資格・得点			単位数	表記	一般科目・専門科目の別　備考
	実用英語技能検定	1級	6	実用英検	一般科目
		準1級	4		
		2級	2		
	技術英語能力検定	プロフェッショナル	6	技術英検	一般科目 旧工業英検
		準プロフェッショナル	4		
		1級	3		
		2級	2		
	日本漢字能力検定	1級	4	漢字検定	一般科目
		準1級	3		
		2級	2		
		準2級	1		

別表第3-3　特別学修C（令和8年4月1日以降の入学者及び令和8年4月1日以降の入学者の属する年次に編入学、転入学及び転学科する者適用）

名称・資格・得点			単位数	表記	一般科目・専門科目の別　備考
	実用英語技能検定	1級	6	実用英検	一般科目
		準1級	4		
		2級	2		
	技術英語能力検定	プロフェッショナル	6	技術英検	一般科目 旧工業英検
		準プロフェッショナル	4		
		1級	3		
		2級	2		
	日本漢字能力検定	1級	4	漢字検定	一般科目
		準1級	3		
		2級	2		
		準2級	1		
	実用数学技能検定	1級	2	数学検定	一般科目
		準1級	1		
	統計検定	1級	4	統計検定	一般科目
		準1級	3		
		2級	2		
		3級	1		

別表第４

	特別学修Ａ	特別学修Ｂ	特別学修Ｃ
・平成31年３月31日現在の在学者（以下この表において「在学者」という。） ・平成31年４月１日以降に在学者の属する年次に編入学又は転入学する者	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。 申請時期：２月 上限：６単位 （同一年度内）	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。 申請時期：２月 上限：６単位 （同一年度内）	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。 申請時期：２月 上限：６単位 （同一年度内）
・平成31年４月１日から令和４年３月31日までの入学者 ・平成31年４月１日から令和４年３月31日まで入学者の属する年次に編入学又は転入学する者	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。 申請時期：２月 上限：６単位 （同一年度内）	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができる。 申請時期：２月 上限：６単位 （同一年度内）	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。 申請時期：２月 上限：６単位 （同一年度内）
・令和４年４月１日から令和８年３月31日までの入学者 ・令和４年４月１日から令和８年３月31日まで入学者の属する年次に編入学又は転入学する者	卒業の要件を満たすための単位とすることができる。 申請時期：５年次の４月と２月 上限：12単位 （５年間）	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができる。 申請時期：２月 上限：６単位 （同一年度内）	卒業の要件を満たすための単位とすることができる。 申請時期：５年次の４月と２月 上限：12単位 （５年間）
・令和８年４月１日以降の入学者 ・令和８年４月１日以降の入学者の属する年次に編入学、転入学又は転学科する者	卒業の要件を満たすための単位とすることができる。 申請時期：２月	卒業の要件を満たすための単位とすることができる。 申請時期：２月	卒業の要件を満たすための単位とすることができる。 申請時期：２月

別表第５

	学則第31条 （他の高等専門学校における授業科目の履修）	学則第32条 （他の教育施設における学修）
・平成31年３月31日現在の在学者（以下この表において「在学者」という。） ・平成31年４月１日以降に在学者の属する年次に編入学又は転入学する者	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。
・平成31年４月１日から令和４年３月31日までの入学者 ・平成31年４月１日から令和４年３月31日まで入学者の属する年次に編入学又は転入学する者	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。
・令和４年４月１日から令和８年３月31日までの入学者 ・令和４年４月１日から令和８年３月31日まで入学者の属する年次に編入学又は転入学する者	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。 ただし、本校が第８条の２に規定する特別学修Ａ及び第８条の３に規定する特別学修Ｂとして指定したものは除く。	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。 ただし、本校が第８条の２に規定する特別学修Ａ及び第８条の３に規定する特別学修Ｂとして指定したものは除く。
・令和８年４月１日以降の入学者 ・令和８年４月１日以降の入学者の属する年次に編入学、転入学又は転学科する者	卒業の要件を満たすための単位とすることができる。	卒業の要件を満たすための単位とすることができる。

別紙様式

学級担任

特別学修単位認定申請書

年　　月　　日

鹿児島工業高等専門学校長　殿

＿＿＿＿＿＿＿工学科＿＿＿＿年
＿＿類＿＿＿＿＿＿＿＿コース
学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり技能検定等に合格・得点しましたので、単位認定を申請いたします。

記

１．技能検定等の種類

名　　称	資格・得点

２．認定を受けようとする特別学修の種類及び単位数

種　類　　□　特別学修Ａ　　□　特別学修Ｂ　　□　特別学修Ｃ
単位数　　〔　　〕単位

３．添付書類　　□　合格認定証（写し）
□　その他〔　　〕

４．既に単位認定受けた技能検定等の種類等

□　なし
□　あり

名　　称	資格・得点	取得年月	年　次